

牛海綿状脳症(BSE)対策におけるゼラチン等に係る規制の見直しの評価に関する考え方

牛の頭部の皮

評価のポイント

牛の皮には、異常プリオンたん白質が蓄積しない。

中枢神経組織の汚染が防止されている現状において

牛の頭部の皮を現行の特定部位の範囲から除外した場合のリスクは無視できる。

BSE発生国(日本は除く。)の皮由来ゼラチン・コラーゲン

評価のポイント

牛の皮には、異常プリオンたん白質が蓄積しない。

中枢神経組織の汚染が防止されている現状において

牛の皮由来のゼラチン・コラーゲンを人が摂取した場合のリスクは無視できる。

BSE発生国(日本は除く。)の骨由来ゼラチン

評価のポイント

【原料基準】

30か月齢超の牛の頭部の骨及び脊柱を含まない。

【製造基準】

脱脂、酸による脱灰、酸若しくはアルカリ処理、ろ過及び殺菌(138℃以上4秒以上)の処理又はこれと同等以上の異常プリオンたん白質の感染性が著しく低減されると考えられる処理が行われる。

上記の管理措置が採られることを前提とし

牛の骨由来のゼラチンを人が摂取した場合のリスクは無視できる。

BSE発生国からゼラチン等の原材料を輸入する場合の管理措置 (転用によるリスク防止措置)

皮・骨共通

BSE発生国のうち評価済み国*のみ原材料の輸入を認める。

* 食品安全委員会のリスク評価が終了しており、食肉の加工に係る安全性が確保されていると認められる国

皮

- ① 輸入者に対し、食用のゼラチン・コラーゲンの製造用途であることを確認。
- ② 国内工場においてゼラチン・コラーゲン製造に用いられることを監視。

骨

- ① 脱脂の工程を経たもの(粉碎骨及びオsein)に限り輸入を認める。
- ② 輸入者に対し、SRMが含まれていないことや食用のゼラチン製造用途であることを確認。
- ③ 国内工場においてゼラチン製造基準の適用を求め、遵守するよう監視。